　　　和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、市内の中小企業者が、自然災害等の被害を最小限にとどめると共に、主要業務の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）を、専門家等を活用して策定した際に要する経費を補助することにより、ＢＣＰ策定の取組を促進し、もって地域経済の基盤強化及び市内中小企業者の信頼性増加を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げる者をいう。

（２）　中小企業交流団体　２社以上の中小企業者で構成されている団体をいう。

（３）　ＢＣＰ　災害や事故など予期せぬ出来事が発生した際に、事業への影響を最小限に抑えるとともに、停止した事業を目標とする時間内に再開させるため、予め定めておく行動計画であり、次のアからカに掲げる要件を満たすものをいう。

　　ア　ＢＣＰで対象とする重要な業務の内容及び目標復旧時間が設定されていること。

　　イ　非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。

　　ウ　非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること。

　　エ　社員や非常時に連絡すべき重要な顧客、取引先等の連絡先が整備されていること。

　　オ　社内での教育や演習、ＢＣＰの継続的な改善方法が定められていること。

　　カ　和泉市内に立地する事業所を対象として含むこと。

（４）　専門家等　ＢＣＰ策定に関するコンサルティングを生業とする企業のほか、ＮＰＯ事業継続推進機構が付与する事業継続主任管理者又はＢＣＭＳ（事業継続マネジメントシステム（ISO22301/BS25999））の認証を取得している企業において中心となってＢＣＭＳの運用を実践している者等、ＢＣＰ策定にあたり活用することが適当であると認められる者

（５）　主たる事業所　個人の場合は開業届又は確定申告書に記載の事業所所在地、法人の場合は本店所在地をいう。

　（対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は、補助対象者がＢＣＰを策定又は改訂するために行う事業とする。

（対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、事業実施に必要な経費のうち、ＢＣＰの策定又は改訂に際して専門家等の助言を受けるために要した次に掲げるものとする。ただし、専門家等の関わり方としては、専門家自らが直接策定支援を行う又は総括的に進捗管理を行うことを要件とする。

（１）コンサルティング等委託料　専門家等への委託に要した経費

（２）謝金　専門家等の招致に要した経費

　（対象者）

第５条　補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

（１）市内に事業所を有する中小企業者で、同一事業を１年以上行っており、和泉市の市税を滞納していない者

（２）構成員の過半数が市内に主たる事業所を有する中小企業交流団体で、活動を１年以上行っており、和泉市の市税を滞納していない者（法人登記の有無は問わず、任意団体でも可）

（３）前条に規定する経費に係る補助を他の制度により受けていない者

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

　（補助率及び補助限度額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げるものとする。

（１）市内に主たる事業所を有する中小企業者については、補助対象経費の１／２以内（１，０００円未満の端数切捨）とし、補助限度額は１事業者につき１会計年度当たり２０万円を上限とする。

（２）市内に主たる事業所を有しない中小企業者については、補助対象経費の２／５以内（１，０００円未満の端数切捨）とし、補助限度額は１事業者につき１会計年度当たり１６万円を上限とする。

　（対象事業の実施期間）

第７条　補助事業の実施期間は、交付決定日の属する年度の３月３１日までとする。

　（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する日までに和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）事業計画書（様式第２号）

　（２）専門家等の助言に係る見積書等、補助対象経費に係る積算根拠

　（３）法人登記事項証明書又は定款（写し）

　（４）会社等の概要書（任意様式）

　（５）納税状況調査の同意書（様式第１２号）

　（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条　市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、必要に応じて現地検査等を行うことにより、交付の額を決定し、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第１０条　前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由によりその事業計画の一部を変更し、又は中止しようとするときは、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金変更等交付申請書（様式第４号）に当該変更等に係る書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

（変更等交付決定）

第１１条　市長は、前条の申請を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、適当と認めたときは、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金変更等交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（事業完了報告書の提出）

第１２条　交付決定者は、申請に係る事業を完了したときは、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助事業完了報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添え、事業実施後２ヶ月以内又は当該補助金交付決定年度末のいずれか早いほうまでに市長に提出しなければならない。ただし、提出書類のうちＢＣＰについては、個人情報又は機密事項に関する事項（従業員名簿、取引先名簿等）の省略を認める。

　（１）事業報告書（様式第７号）

　（２）本事業により策定又は改訂したＢＣＰ

　（３）ＢＣＰの改訂にあっては改訂前のＢＣＰ

　（４）領収書又は振込書の写し等支出金額が分かる書類

　（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定）

第１３条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該書類についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の額を確定し、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（交付請求）

第１４条　交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定について通知を受けたときは、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付請求書（様式第９号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、補助金を交付した事業者が次に該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を既に交付している場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）補助金を目的以外に使用したとき。

２　前項の場合において市長は、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により取消を通知し、和泉市中小企業ＢＣＰ策定支援事業補助金返還命令書（様式第１１号）により返還を命じるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　１　この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

　２　この訓令は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

　この訓令は、令和３年３月３１日から施行する。

　　　附　則

　この訓令は、令和４年４月２２日から施行する。